

国民健康保険の減免について

【保険税減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
→**保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方
→**保険税の全部又は一部を減額**

（※） 保険税が一部減額される具体的な要件 **世帯の主たる生計維持者について**

- | | | |
|---|-----------------------------|--|
| (1) 事業収入や給与収入など、種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること | (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること | (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること |
|---|-----------------------------|--|

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- ご自身が減免の対象になるか、申請に必要な書類等の詳細については健康保険課にお問い合わせください。
- ホームページにも関連情報を掲載しています。

お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217

令和2年度から国保税の税率・課税方式が変わります。 －資産割を廃止し3方式へ－

平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県に変わり、国保運営における中心的な役割を担うことになりました。

保険税を統一化した場合の「標準保険税率」が示されており、県では3方式で税率を算出しております。

今回、資産割を廃止した課税方式に改定し、税率について本村は低く設定されていることから「標準保険税」に近づけるために段階的に引き上げる必要があります。

加入者の皆さまのご理解をお願い致します。

		令和元年度	令和2年度
医療費分 ※国保に加入するすべての方 (0歳～74歳)	①所得割	5.60%	5.86%
	②資産割(固定資産税に応じ)	28.0%	廃止
	③均等割(加入者1人当たり)	13,000円	16,000円
	④平等割(1世帯当たり)	14,000円	15,000円
	賦課限度額	610,000円	630,000円
後期高齢者支援金分 ※国保に加入するすべての方 (0歳～74歳)	①所得割	1.40%	1.63%
	②資産割(固定資産税に応じ)	7.0%	廃止
	③均等割(加入者1人当たり)	3,000円	4,000円
	④平等割(1世帯当たり)	4,000円	5,000円
	賦課限度額	190,000円	190,000円
介護納付支援金分 ※国保に加入する 40歳～64歳までの方	①所得割	1.30%	1.44%
	②資産割(固定資産税に応じ)	5.0%	廃止
	③均等割(加入者1人当たり)	5,000円	6,000円
	④平等割(1世帯当たり)	3,000円	4,000円
	賦課限度額	160,000円	170,000円

お問い合わせ：健康保険課 国保係 ☎966-1217